

所得金額の説明

所得の種類	内 容	記 入 上 の 注 意
営 業 等	・卸売業、小売業、製造業、修理業、飲食業、建設業、運輸業、金融業、サービス業など営業から生ずる所得のほか、医師、税理士、作家、俳優、内職、家庭教師、ホステス、大工、各種外交員など事業から生ずる所得	・「必要経費」には販売した商品の原価、租税公課、雇人費、地代、家賃、事業用固定資産の損失、減価償却費など営業や事業による収入をあげるために必要な経費等が含まれます。 ・家内労働者、外交員、集金人、電力量計の検針人等の個人は、特例が設けられており最大55万円を必要経費とすることができず。 ※支払調書のある人は添付してください。
農 業	・農産物の生産、果樹の栽培、家畜の飼育などから生ずる所得	・「必要経費」には、種苗・肥料の購入費、雇人費、農機具等の減価償却費などが含まれます。
不 動 産	・貸家、貸店舗、アパート、貸地などから生ずる所得	・「必要経費」には固定資産税、損害保険料、修繕費、管理費、減価償却費、借入れの利子、不動産貸付業用固定資産の損失等が含まれます。
利 子	・預貯金の利子や貸付信託の分配金などから生ずる所得（源泉分離課税のものは除く）	・収入金額がそのままだので記入が必要です。
配 当	・株式、出資金などの収益の分配から生ずる所得 ・未公開株式で、令和5年中に支払いを受けた配当については要記入	・「必要経費」には株式などの元本を取得するための借入金のある場合はその利子額が含まれます。
給 与	・給料、賃金、賞与などから生ずる所得	・給与の支払金額または源泉徴収票の支払金額を記入してください。 ・日給の人は日給額から計算してください。 （残業手当、賞与なども含みます）。 ・給与と所得金額の計算は下にあります。 ※給与所得の源泉徴収票等を添付してください。
公 的 年金等	・年金、恩給などから生ずる所得	・収入金額を記入してください。 （公的年金等控除前の収入金額です）。 ※公的年金等所得金額の計算は別表のとおりです。 ※公的年金等の源泉徴収票を添付してください。
雑 業 務	・原稿料や印税、講演料など営利を目的とした継続的な副業から生ずる所得 ・記帳・帳簿書類等の保存がある場合もしくは収入300万円超かつ社会通念上事業と認められる場合は事業所得になります。	・支払調書のある人は添付してください。 ・必要経費にあたるものの領収書を添付してください。
その他	・業務に係る雑所得以外の原稿料や印税、講演料などから生ずる所得	・支払調書のある人は添付してください。 ・必要経費にあたるものの領収書を添付してください。
総合譲渡	・土地、建物等以外の譲渡所得で、車両、機械、営業権、著作権、ゴルフ会員権などの資産の譲渡から生ずる所得	・取得日から5年以上に譲渡されたことによる所得を短期、それ以外の譲渡を長期と記入してください。 特別控除額最大50万円
一 時	・賞金、懸賞当せん金、競馬、競輪の払戻金、生命保険などの一時的な所得	・特別控除額最大50万円

◎給与所得金額（給与所得控除後の額）の計算方法			
給与等収入金額	給与所得金額	給与等収入金額	給与所得金額
550千円以下	0円	1,628千円以上1,800千円未満	（収入金額÷4）×4×0.6＝100千円
550千円超1,619千円未満	収入金額－550千円	1,800千円以上3,600千円未満	（収入金額÷4）×4×0.7＝80千円
1,619千円以上1,620千円未満	1,069千円	3,600千円以上6,600千円未満	（収入金額÷4）×4×0.8＝440千円
1,620千円以上1,622千円未満	1,070千円	6,600千円以上8,500千円未満	収入金額×0.9＝1,100千円
1,622千円以上1,624千円未満	1,072千円	8,500千円以上	収入金額－1,950千円
1,624千円以上1,628千円未満	1,074千円		

※（収入金額÷4）は千円未満切り捨て

④所得金額調整控除

以下に該当する場合は、上の表により算出した給与所得金額から所得金額調整控除額を控除します。

1. 給与所得金額が8,500千円を超え、次のいずれかに該当する場合
特別障害者……該当する
23歳未満の扶養親族を有する
特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する
所得金額調整控除額……(給与所得金額 - 10,000千円) × 10%
2. 給与所得金額及び他の所得金額から、給与所得金額及び公的年金等の合計額が100千円を超える場合
所得金額調整控除額……(給与所得金額 - 100千円) × 10%
給与所得金額が100千円を超える場合
公的年金等の所得金額 (100千円を超える場合
(100千円) - 100千円)

◎公的年金等所得金額（公的年金等控除後の額）の計算方法				
65歳未満（昭和34年1月2日以後生まれ）の人				
公的年金等の収入金額		雑（公的年金等）所得金額		
		雑（公的年金等）所得金額以外の所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
130万円未満	収入金額－60万円	収入金額－50万円	収入金額－40万円	
130万円以上410万円未満	収入金額×0.75－27万5千円	収入金額×0.75－17万5千円	収入金額×0.75－7万5千円	
410万円以上1,770万円未満	収入金額×0.85－68万5千円	収入金額×0.85－58万5千円	収入金額×0.85－48万5千円	
770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95－145万5千円	収入金額×0.95－135万5千円	収入金額×0.95－125万5千円	
1,000万円以上	収入金額－195万5千円	収入金額－185万5千円	収入金額－175万5千円	
65歳以上（昭和34年1月1日以前生まれ）の人				
公的年金等の収入金額		雑（公的年金等）所得金額		
		雑（公的年金等）所得金額以外の所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超	
330万円未満	収入金額－110万円	収入金額－100万円	収入金額－90万円	
330万円以上1,410万円未満	収入金額×0.75－27万5千円	収入金額×0.75－17万5千円	収入金額×0.75－7万5千円	
410万円以上1,770万円未満	収入金額×0.85－68万5千円	収入金額×0.85－58万5千円	収入金額×0.85－48万5千円	
770万円以上1,000万円未満	収入金額×0.95－145万5千円	収入金額×0.95－135万5千円	収入金額×0.95－125万5千円	
1,000万円以上	収入金額－195万5千円	収入金額－185万5千円	収入金額－175万5千円	

◎別表：配偶者控除および配偶者特別控除の控除額

		あなたの合計所得金額			
		900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下	
配偶者の合計所得金額	配偶者控除	48万円以下 (控除対象配偶者)	33万円	22万円	11万円
		48万円以下 (老人控除対象配偶者)	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	48万円超100万円以下	33万円	22万円	11万円
		100万円超105万円以下	31万円	21万円	
		105万円超110万円以下	26万円	18万円	9万円
		110万円超115万円以下	21万円	14万円	7万円
		115万円超120万円以下	16万円	11万円	6万円
		120万円超125万円以下	11万円	8万円	4万円
		125万円超130万円以下	6万円	4万円	2万円
		130万円超133万円以下	3万円	2万円	1万円

所得から差し引かれる金額の説明

控除の種類	内 容	記 入 上 の 注 意
雑損控除	・あなたやあなたと生計を一にする総所得金額等が48万円以上の親族が前年中に災害や盗難を受けたとき、損害額が総所得金額等の10分の1を超えるときは、その超えた金額を控除。	・損害金額は損害を受けたときの時価で記入してください。 ・保険金などで補てんされる金額は、損害について支払を受けた損害保険金や賠償金などの金額を支入してください。 ※領収書を添付してください。
医療費控除	・あなたがあなたやあなたと生計を一にする親族のための前年中に支払った医療費等が総所得金額等の10分の5もしくは10万円を超えたときは、その超えた金額を控除(最高200万円まで)。 ・セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を適用する場合、対象となる医薬品(スイッチOTC医薬品)の購入額が1万2千円を超えるときは、その超えた金額を控除(最高8万8千円まで)。	・支払医療費または医薬品購入額は、診療費、治療費、入薬費、医薬品の購入額などの合計を記入してください。 ・補てんされる金額は、補てんされる医療費、出産育児一時金などの合計を記入してください。 ※医療費控除の明細書もしくはセルフメディケーション税制の明細書を作成し、添付してください。

所得から差し引かれる金額の説明

控除の種類		内 容		記 入 上 の 注 意	
社会保険料控除	社会保険料控除	あなたが前年中に支払った健康保険、厚生年金保険、雇用保険、国民健康保険、国民年金、介護保険等の保険料の金額を控除。		・社会保険の種類、支払保険料及び控除額を記入してください。 ※控除額は支払保険料の合計額です。	
	小規模企業共済等掛金控除	あなたが前年中に支払った第一種小規模企業共済や心身障害者扶養共済等の掛金の金額を控除。		・掛金の種類、支払掛金及び控除額を記入してください。 ※控除額は支払掛金の合計額です。	
	生命保険料控除	新・旧生命保険 新・旧個人年金 介護医療	あなたが前年中に支払った、あなたやあなたの親族を受取人とした生命保険料の金額により計算した金額を控除。 あなたが前年中に支払った、あなたやあなたの親族を受取人とした個人年金保険料の金額により計算した金額を控除。 あなたが前年中に支払った、あなたやあなたの親族を受取人とした介護医療保険料の金額により計算した金額を控除。	・保険料の種類に応じて支払保険料の合計額を記入してください。 ※新契約は平成24年1月1日以降に締結した保険契約で、旧契約は平成23年12月31日以前に締結した保険契約となります。 ※領収書または払込証明書を添付してください。	
地震保険料控除	地震保険料控除	あなたが前年中に支払った、あなたやあなたの親族が所有している家屋等の地震保険料の金額により計算した金額を控除。		・保険料の種類に応じて支払保険料の合計額を記入してください。 ※平成18年末までに契約した長期損害保険で、保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金が支払われるものは旧長期損害保険料支払額に支払保険料の合計額を記入してください。 ※1つの長期損害保険契約等に基づき、地震保険料および旧長期損害保険料の両方を支払っている場合は、選択により地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方に記入してください。 ※領収書または払込証明書を添付してください。 ※控除を適用する場合は、保険料を支払った年の所得等に係る市民税・県民税の申告書で申告してください。	
	障害者控除	障害者控除	あなたが前年中に支払った、あなたやあなたの親族が障害者に該当する場合に障害者の区分に応じた金額を控除。 ●特別障害者（控除額：30万円）…前年の12月31日の現況において、精神または身体に重度の障害があると判定された人で、療育手帳の判定区分がAの人、精神障害者保健福祉手帳1級の人、身体障害者手帳の1級または2級の人、戦傷病者手帳の特別症状から第3項症状までの人、原爆被爆者で厚生労働大臣の認定を受けた人。 ●同居特別障害者（控除額：53万円）…特別障害者のうち、あなたやあなたの配偶者またはあなたと生計を一にする親族と同居を常としている人。 ●障害者（控除額：26万円）…特別障害者以外で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を有している人。 ※65歳以上の人で、前年の12月31日の現況において、要介護1～5の認定を受けている人も障害者控除の対象になる場合があります。	・障害の種類および等級（程度）を記入してください。 ・国外居住親族を障害者控除とする場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。	
寡婦控除	寡婦控除	あなたが寡婦に該当する場合に26万円を控除。 ●寡婦…前年の12月31日の現況において、合計所得金額が500万円以下で、かつ、①または②に該当する人。 ①夫と死別した後再婚していない人または夫の生死が不明の人 ②夫と離婚した後再婚せず、扶養親族を有する人		・寡婦及び要件に✓点を記入してください。	
	ひとり親控除	ひとり親控除	あなたがひとり親に該当する場合に30万円を控除。 ●ひとり親…前年の12月31日の現況において、合計所得金額が500万円以下で生計を一にする子を有し、かつ、①または②に該当する人。 ①現に婚姻していない人。 ②配偶者の生死の明らかでない一定の人。 ※事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいる場合には該当しません。 ※生計を一にする子には、他の納税義務者の同一生計配偶者や扶養親族になっている人、所得金額の合計額が48万円を超えている子は含まれません。	・ひとり親に✓点を記入してください。	
勤労学生控除	勤労学生控除	あなたが勤労学生に該当する場合に26万円を控除。 ●勤労学生…前年の12月31日の現況において、大学、高等学校などの学生か生徒で勤労による所得を有し、合計所得金額が75万円以下で、かつ、その所得のうち自己の勤労によらない所得の金額が10万円を超えない人。		・勤労学生に✓点を記入し、学校名を記入してください。	
	配偶者控除	配偶者控除	あなたが控除対象配偶者または老人控除対象配偶者を有する場合に区分に応じた金額を控除。（控除額：別表のとおり） ●控除対象配偶者…あなたの前年中の合計所得金額が1,000万円以下で同一生計配偶者に該当する人。 ●老人控除対象配偶者…控除対象配偶者のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた人。 ●同一生計配偶者…前年の12月31日（年の途中で死亡した人は死亡日）の現況において、あなたと生計を一にする配偶者のうち、 合計所得金額が48万円以下 の人（他の納税義務者の扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者として給与の支払を受ける人を除きます。）	・配偶者の氏名・フリガナ、生年月日等を記入してください。 ・国外居住親族を配偶者控除とする場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。	
配偶者別除配控除	配偶者別除配控除	あなたがあなたと生計を一にする配偶者を有し、その者の 合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合 に区分に応じた金額を控除。（控除額：別表のとおり）		・配偶者の氏名・フリガナ、生年月日等および配偶者の合計所得金額を記入してください。 ・国外居住親族を配偶者特別控除とする場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。	
	扶養控除	扶養控除	あなたが扶養親族を有する場合に区分に応じた金額を控除。 ●扶養親族…あなたと生計を一にする親族等のうち、 合計所得金額が48万円以下 の人。 ●一般の控除対象扶養親族…扶養親族のうち、16歳以上で特定扶養親族および老人扶養親族以外の人。 ●特定扶養親族…扶養親族のうち、平成13年1月2日～平成17年1月1日に生まれた人。 ●老人扶養親族…扶養親族のうち、昭和29年1月1日以前に生まれた人。 ●同居老人扶養親族…老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている人。	・扶養親族の氏名・フリガナ、生年月日等を記入してください。 ・国外居住親族を扶養控除とする場合は、税務課市民税係までお問い合わせください。	
基礎控除	基礎控除	あなたの合計所得金額に応じた金額が控除。（控除額：以下表のとおり）			
	基礎控除額	43万円	29万円	15万円	

市民税・県民税申告書の書き方

表面

住所氏名を記入してください

申告期限は3月15日です

令和6年度 市民税・県民税申告書

令和 6 年 3 月 1 日提出

刈谷市長 	刈谷市東陽町1丁目1番地		フリガナ	カリヤ ヲウ タロウ	
	現住所		氏名	刈谷 福太郎	
			個人番号	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 1, 2, 3	
	電話番号		生年月日	☐ 大正 ☒ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	
令和6年1月1日の住所	同上		☒ 翌年度申告書送付希望 翌年度の本申告書の送付を希望する場合にチェックしてください。	備考	

1 所得金額

所得の種類	種目・所得の生ずる場所または 給与などの支払者の氏名・名称	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
給与	刈谷工業株式会社	8,850,000		
不動産		240,000	48,000	192,000

2 所得から差し引かれる金額

雑 損 控 除	損害の原因		損害年月日		損害を受けた資産の種類など	
	損 害 金 額		保険金などで補てんされる金額		差引損失額のうち災害関連支出の金額	
医療控除	支払医療費等または特定一般用医薬品等購入費		補てんされる金額		差 引 金 額	
	301,000		169,000		132,000	
社会保険料控除	社会保険の種類		支払保険料		社会保険の種類	
	国民健康保険税		15,000			
	給与等からの控除分		670,000			
小規模法人等	掛金の種類		支払掛金			
本人該当	☐ 障害 級		☐ 寡婦 (☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未婚(還)		☐ 勤労学生 学校名	
			☐ ひとり親			
あなたが扶養している親族	配偶者の氏名・フリガナ		個 人 番 号		生 年 月 日	
	フリガナ	カリヤ カオリ	987654321123		大・期 平・令 44.7.20	
	氏名	刈谷 かおり			級 ☒ 同居 ☐ 別居	
	配偶者の合計所得		円		☐ 同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く。）	
	扶養親族の氏名・フリガナ		個 人 番 号		生 年 月 日	
	フリガナ	カリヤ リョウイチ	大・期 平・令 15.5.5		子 級 ☒ 同居 ☐ 別居	
	氏名	刈谷 隆一	123456789000			
	フリガナ	カリヤ モモコ	大・期 平・令 18.3.3		子 級 ☐ 同居 ☐ 別居	
	フリガナ	カリヤ ハナ	大・期 平・令 16.8.8		母 身体1 級 ☐ 同居 ☒ 別居	
	氏名	刈谷 はな	000123456789			
フリガナ		大・期 平・令				
氏名				級 ☐ 同居 ☐ 別居		

3 寄附金に関する事項

寄附先の名称	寄 附 金 額	内 訳			
	円	都 道 府 県 市区町村分	円	都道府県 条 例	円
		共同募金会 日赤支部	円	指定分 市区町村	円

4 給与所得及び年金所得以外の市・県民税の納付方法

☐ 給与から天引き ☒ 自分で納付
備考

※NPO法人への寄附金により、税額控除を受ける人は領収書と寄附金税額控除申告書を添えて提出してください。

裏面

前年中に収入がなかった人は必ず記入してください。

前年中において収入がなかった人の記載欄 (※以下の該当する□にレ点をつけてください。)

☐ 他者に扶養されていました。 ☐ 学生でした。 ☐ 非課税所得を受給していました。 ☐ 病気等により働くことができませんでした。

☐ その他 ()

取	給	与	8,850,000
入	公	的 年 金 等	
所	事	業 等 ①	
	業	農 業 ②	
	不	動 産 ③	192,000
	利	子 ④	
	配	当 ⑤	
得	給	与 ⑥	6,865,000
金		公 的 年 金 等 ⑦	
	雑	業 務 ⑧	
		そ の 他 ⑨	
		合 計 (7 + 8 + 9) ⑩	
	額	総 合 譲 渡 ・ 一 時 ⑪	
	合	計 ⑫	7,057,000

12桁の個人番号を記入してください。

翌年度申告書
が必要な方は、
☒を記入して
ください。

①～③に所得があれば裏面に詳細を記入してください。

総合譲渡所得（長期）及び一時所得については、特別控除後の金額に $\frac{1}{2}$ を掛けたものが所得金額になります。

収入がなかった人は「0」を記入してください。

別居の親族については、裏面「5」にも記入してください。

ここに記入しないで
ださい。

給与所得及び
年金所得以外
の所得がある
ば希望する方
へ☐を記入し
てください。